

第4章 おわりに

- 人口減少や少子高齢化が進む本県では、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題やニーズが顕在化する中であって、自治会や地域の絆の大切さ、互いに助け合う心の尊さなど、地域福祉の果たす役割はますます重要になってきています。

- 誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、自分らしく安心して暮らしていくことができる地域社会を実現するためには、行政、サービス事業者、ボランティア、地域住民等、様々な主体の連携・協働が重要であり、その際には、「地域福祉計画」や「地域福祉支援計画」が大きな役割を果たすものと考えられます。

- 県では、今回の「地域福祉支援計画」の第二次改定を契機として、本県における地域福祉の推進に向けた取組みを更に強化していきたいと考えています。

用語の解説（50音順 本文中に説明を加えた用語を除く）

○NPO (Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

○介護支援専門員

介護保険法に基づき、利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービスが的確に利用できるような調整を行うとともに、要介護者等が自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。

○介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに介護者等への指導を行う専門職。

○介護保険制度

高齢者等が、一定期間介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要な状態になった場合に、社会保険方式によって介護を支える制度であり、介護の社会化を主たる目的として平成12年4月から施行。

○ケアマネジメント

何らかの支援を必要とする人に対して、その人のニーズに最も適した福祉、保健又は医療のサービスを適切に組み合わせて利用できるような支援する一連の活動。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有するスタッフ。

○しまね社会貢献基金

特定非営利活動法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、県内における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業からの寄附金と県の拠出金を原資に、平成21年4月に県が創設し、管理・運営を行っている基金。

○小地域福祉活動

自治会区等住民に最も身近な単位において、住民相互のネットワークを形成し、行政やボランティア等関係組織と連携しながら、地域の要援護者に対する見守り・安否確認、簡易な生活支援、生きがいづくり等を行う活動。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続を経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

○総合的な学習の時間

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとして、児童や生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間。

○地域包括支援センター

地域ケア会議の実施をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う場として平成18年の介護保険法改正により法的に位置づけられた機関。

○DV (Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

○ノーマライゼーション

高齢であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人が一般社会の中で普通の生活を送ることができ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていくうえで、障がい（バリア）となっていることを取り除くこと。本計画では、物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会や制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行う者。民生委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

○主任児童委員

児童委員の中から選ばれ、主として児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員に対する援助・協力等を行う者。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報の交換や支援を行う場として平成16年の児童福祉法改正により法的に位置づけられた機関。

島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(50音順 敬称略)

委員名	所属団体等
門脇 正朋	公募委員
黒松 基子	公益社団法人 認知症の人と家族の会島根県支部
堀江 正俊 (専門分科会長)	島根県民生児童委員協議会
松田 和久	島根県町村会 (隠岐の島町長)
宮西 知子	島根県老人福祉施設協議会
村上 友代	島根県連合婦人会
室崎 富恵	島根県知的障害者福祉協会
山下 修	島根県市長会 (江津市長)
山本 俊磨	島根大学名誉教授

島根県地域福祉支援計画（第二次改定版）

～ともに生き、ともに支え合い～

自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

平成28年3月発行

島根県健康福祉部地域福祉課